

●香川県告示第276号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成29年9月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第5号
- 2 指 定 年 月 日 平成29年9月5日
- 3 指定道路の位置 観音寺市吉岡町字三野境1010番1及び1010番2
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.50メートル
延長 58.09メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。